平成２２年（フ）第１３２５８号
東京都大田区大森本町２丁目20―12―406
破産者　尾形純一郎
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５２４号
東京都江戸川区一之江５丁目21－２―101、住民票上の住所京都府京都市伏見区下鳥羽北円面田町59―306
破産者　ＫＹＭこと　尾崎　功和
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５８３号
東京都渋谷区広尾５丁目25―11　第二広尾フラワーハイホームＣ棟501
破産者　川村佐智子
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５９９号
東京都東村山市青葉町４丁目１－１－Ｅ－102
破産者　宮本　修作
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６５４号
東京都千代田区神田美倉町８　神田第一ビル602
破産者　及川　　浩
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８２２号
神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3690―１―103
破産者　伊藤　寛志
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８２７号
東京都板橋区大山町12―６―208　アネックス
破産者　野口　　隆
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８７３号
東京都江戸川区東葛西９丁目９－１―201
破産者　佐藤　俊弘
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７８号
東京都八王子市子安町３丁目35―22―106
破産者　宮城　一浩
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７９号
東京都八王子市子安町３丁目35―22―106
破産者　宮城　明子
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０３１号
東京都世田谷区上馬２丁目19―５―305
破産者　家入みさき
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０５６号
東京都江戸川区東葛西５丁目21―６―106
破産者　村井　裕司
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１５７号
東京都大田区西蒲田１丁目８－９　ハイム23―101
破産者　竹内　芳夫
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１６５号
東京都北区中十条２丁目４―14
破産者　出浦　　榮
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１６７号
東京都江東区亀戸５丁目８－８―902
破産者　成登　織恵
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６２７号
東京都豊島区南池袋１丁目10番13号　荒井ビル２Ｆ
破産者　株式会社ＡＭＩ
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４３７号
千葉県富津市青木1633番地
破産者　三光建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０号
横浜市南区清水ケ丘171番地
破産者　有限会社根本商事
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３２号
静岡市葵区与11丁目９番25号
破産者　有限会社堀住組
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
静岡市駿河区古宿294番地
破産者　株式会社リメイク
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６号
三重県名張市百合が丘東一番町175番地
破産者　有限会社アサ名張東
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１６０５号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番47―604号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山竹園１丁目３番Ｇ―703号
破産者　藤井　隆夫
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部